



令和 8 年 1 月 5 日
石川県競馬事業局
競馬業務課 山本
076(257)9015

調教師に対する行政処分について

令和 6 年 4 月の禁止薬物陽性馬発生事案に関し、当該競走馬を管理する金沢競馬所属調教師に対し本日（令和 8 年 1 月 5 日）付けで下記のとおり処分を行ったのでお知らせします。

金沢競馬としては、引き続き、再発防止と信頼回復に努め、関係者一丸となって安全で公正な競馬の実施に全力を尽くしてまいります。

記

1 処分対象者

金田一昌調教師

2 処分内容

戒告・賞典停止 40 日（令和 8 年 3 月 11 日以降の実効 40 日間）

3 処分理由

令和 6 年 4 月 3 日（水）、県営第 1 回金沢競馬第 2 日第 7 競走に自身の管理する競走馬サムワンライクユー号を出走させたところ、理化学検査の結果、禁止薬物（エチゾラム）が検出されたため。

4 処分根拠

石川県地方競馬実施条例施行規則第 72 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項

以上